【規程番号　神女大Ⅵ－001】

神戸女子大学学納金減免規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 34 条の２（3）に基づく学納金の減額又は免除に関して必要な事項を定める。

（手続き）

第２条　学長は、学納金の減額又は免除を行う場合、事前に部局長等会議の意見を聴き、常任理事会の承認を得るものとする。

（改廃）

第３条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。